

2019年9月3日

文責 弁護士 森 保道

下記は、検討課題に対する考え方の視点です。なお、下線は全て森によります。

第1 ガイドラインの内容について

1 体罰禁止の趣旨

- 子どもの権利保障の明記（子どもの権利（基盤）アプローチ，児童福祉法1条，子どもの権利条約）
- 今回の親権者等の体罰禁止により法的には全ての人による体罰が許されなくなることの明記（国会答弁，下記第2第2項）
- 啓発の対象には子どもも含むのであり，子どもを対象にしたガイドライン等も作成すること（子どもの権利条約42条，国連子どもの権利委員会一般的意見8号45項）

2 体罰の範囲（具体的な事例も含めて）

- 軽微な体罰も禁止されることの明記（国連子どもの権利委員会一般的意見8号11項，同号14項，国連子どもの権利委員会2019年勧告など）

3 体罰以外の望ましくない子育て

- 暴言等も許容されないことの明記（国連子どもの権利委員会一般的意見8号，13号，国連子どもの権利委員会勧告，児童虐待防止法2条4号，改正児童虐待防止法14条1項「その他民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為」）

4 体罰等が子どもの心身に与える悪影響

（下記は，日本弁護士連合会パンフレット9頁より）

Q. 3 体罰に弊害があるの？

A 本パンフレットの明橋大二医師及び友田明美医師の講演要旨にあるとおり、体罰は子どもの成長、発達に弊害を与えます。

日本の厚生労働省の調査データ約2万9000人分を使って行われた分析によると、3歳半の時に保護者から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べ、5歳半の時に「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「1つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動障害のリスクが高まり、体罰が頻繁に行われるほどリスクは高まっていることが指摘されています。※4

体罰の法的全面禁止を訴えて世界規模で活動する「子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアティブ」(Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children 以下「GI」といいます。)は、子どもに対する体罰の影響と関連性について、以下のように指摘しています。※5

「体罰が、子ども、大人、そして社会にとって有害であるという証拠は圧倒的（な数）です。250以上の研究で、体罰と広範囲にわたる否定的な結果との関連性が論証されていますが、体罰のメリットを立証している研究はありません。体罰は、子どもの身体を直接的に害する原因であり、子どもたちの精神的、身体的健康と教育に、短期的にも長期的にも負の影響を与えます。

体罰は、決して子どもたちに振る舞い方を教えるものではなく、道徳観念の内面化を妨げ、反社会的行為を増長し、家族関係を破壊します。子どもたちの攻撃性を高め、大人になってからも暴力に関わり続ける傾向を増加させます。体罰は、社会の中の他の形態の暴力と密接に関わっており、体罰を終わらせることは、パートナー間の暴力を含めた他の形態の暴力と

闘う上でも必要不可欠です。」

※4 藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動障害：日本におけるプロペンシティブ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017

※5 G I 「子どもに対する体罰：その影響と関連性についてのリサーチ要約」

<http://endcorporalpunishment.org/wp-content/uploads/research/Research-effects-summary-2015-05.pdf>

5 適切な子育ての方法・相談窓口

(下記は、日本弁護士連合会パンフレット13頁より)

Q. 8 体罰等を用いないで子育てはできるの？

A できます。現に日本でも、多くの親や教師が体罰等を使わずに、しつけや教育を行っています。また、体罰等を使わずに、子どもの権利を尊重し、子どもの成長・発達にふさわしい方法で、子どもに適切なしつけを行う子育てプログラムは豊富に存在し、子ども自身はもちろん、子どもとおとなとの関係構築に良い影響を与えることが実証されています。

具体例については、厚生労働省ホームページの「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改訂版）や「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」、本パンフレット裏表紙などをご覧ください。

子どもの権利条約5条は、そうした子育て方法を推奨しているのです。

相談窓口：市町村の子育て相談窓口・児童相談所全国共通ダイヤル「189」など

第2 参考

1 附帯決議、子どもの権利条約等

(1) 改正法

児童虐待防止法14条1項「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることとその他民法第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。」

児童福祉法33条の2第2項「児童相談所長は、(中略)。ただし、体罰を加えることはできない。」

同47条3項「児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第6条の3第8項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、(中略)。ただし、体罰を加えることはできない。」

(2) 附帯決議

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議 令和元年六月十八日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

二、体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体例を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発に努めること。その際、子どもに体罰をしてしまった保護者を追い込むのではなく、その行為の非を自ら認知し、再発の防止が確保されるよう、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口について周知し、支援すること。

(3) 児童福祉法

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、

児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

○2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

○3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

(4) 子どもの権利条約等

子どもの権利条約第5条

締約国は、児童がこの条約において認められる権利を行使するに当たり、父母若しくは場合により地方の慣習により定められている大家族若しくは共同体の構成員、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者がその児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する。

子どもの権利条約第12条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

子どもの権利条約第18条

1. 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2. 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

子どもの権利条約第19条

1. 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

2 1の保護措置には、適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与に関する効果的な手続を含むものとする。

子どもの権利条約第42条

締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。

子どもの権利条約第43条

1. この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。

国連子どもの権利委員会一般的意見8号「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰

から保護される子どもの権利（とくに第19条、第28条2項および第37条）」（下記は抜粋）

3. 家庭や学校において体罰を撤廃することは、条約にもとづく締約国の義務であるというだけでなく、社会のあらゆる形態の暴力を減少させ、かつ防止するための鍵となる戦略である。

11. 委員会は、「体」罰を、どんなに軽いものであっても、有形力が用いられかつ何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰と定義する。ほとんどの場合、これは手または道具——鞭、棒、ベルト、靴、木さじ等——で子どもを叩くという形で行なわれる。しかし、たとえば、蹴ること、子どもを揺さぶったり放り投げたりすること、引っかくこと、つねること、かむこと、髪を引っ張ったり耳を打ったりすること、子どもを不快な姿勢のままにさせること、薬物等で倦怠感をもよおさせること、やけどさせること、または強制的に口に物を入れること（たとえば子どもの口を石鹸で洗ったり、辛い香辛料を飲み込ませよう強制したりすること）をとまなう場合もありうる。委員会の見解では、体罰はどんな場合にも品位を傷つけるものである。これに加えて、同様に残虐かつ品位を傷つけるものであり、したがって条約と両立しない、体罰以外の形態をとるその他の罰も存在する。これには、たとえば、子どもをけなし、辱め、侮辱し、身代わりに仕立て上げ、脅迫し、こわがらせ、または笑いものにするような罰が含まれる。

14. 委員会は、子ども、とくに乳幼児の養育およびケアのためには、子どもを保護するための身体的な行動および介入が頻繁に必要とされることを認識する。これは、何らかの苦痛、不快感または屈辱感を引き起こすために意図的かつ懲罰的に行なわれる有形力の行使とは、まったく別である。私たちは、おとなとして、保護のための身体的行動と懲罰的な暴行との違いを承知している。子どもに関わる行動との関連でこのような区別を行なうことは、けっしてむずかしいことではない。どの国の法律も、明示的にせよ黙示的にせよ、懲罰を目的としない、人々を保護するために必要な有形力の行使は認めている。

21. いったんそのことが明らかになれば、このような慣行が、人間の尊厳および身体的不可侵性を尊重される子どもの平等なかつ不可譲の権利に直接抵触することは、明白である。子どもが、おとなとは異なる特性を有しており、初期には依存と発達の段階にあり、人間としてかけがえのない可能性をはらんでおり、かつ被害を受けやすい立場に置かれていることは、いずれも、子どもがあらゆる形態の暴力から法的その他の形で保護されなければならないことを、より弱くではなく、より強く要求するものである。

38. 委員会は、あらゆる体罰の禁止を実施するためには関係者全員を対象とする意識啓発、指導および訓練（後掲パラ45以下参照）が必要であると考え。これにより、親または他の近い家族構成員が加害者である場合にはなおさら、影響を受ける子どもの最善の利益にのっとって法律が運用されるはずである。家庭における子どもの体罰を禁止するために法改正を行なう第一の目的は、予防にある。すなわち、態度と慣行を変え、平等な保護に対する子どもの権利を強調するとともに、子どもを保護し、かつ積極的な、非暴力的なおよび参加型の形態の子育てを促進するための、曖昧さの残る余地のない基盤を整えることによって、子どもに対する暴力を防止することである。

40. 家庭におけるものも含む暴行から子どもとおとなが平等に保護されなければならないことが原則であるとしても、親による子どもの体罰が明るみに出た場合に、すべての事案で親が訴追されなければならないというわけではない。些事原則——法律は些細な事柄には関与しない——により、おとな同士の軽微な暴行が裁判所に持ち出されるのはきわめて例外的な場合のみである。同じことが、子どもに対する軽微な暴行についても当てはまることになる。国は、通報および付託のための効果的な機構を發展させなければならない。子どもに対する暴力

の通報はすべて適切に調査され、かつ相当の被害からの子どもの保護は確保されなければならないものの、懲罰的ではなく支援的かつ教育的な介入を通じ、親が暴力的または他の残虐なもしくは品位を傷つける罰を用いないようにすることが目指されるべきである。

45. 体罰が伝統的に広く受け入れられてきたことにかんがみ、それを禁止するだけでは、態度および慣行の必要な変化を達成することはできないであろう。保護に対する子どもの権利およびこの権利を反映する法律についての、包括的な意識啓発が必要である。条約第42条にもとづき、国は、条約の原則および規定を、適当かつ積極的な手段により、おとなのみならず子どもに対しても同様に広く知らせることを約束している。

46. これに加えて、国は、親、養育者、教員および子ども・家族とともに働いている他のすべての者を対象として、積極的かつ非暴力的な関係および教育が絶えず促進されることを確保しなければならない。委員会は、条約において、子どもに対する体罰のみならず他のあらゆる残虐なまたは品位を傷つける罰の撤廃が要求されていることを、強調する。親が子どもとどのような関係を持ち、または子どもをどのように指導すべきかについて詳しく定めることは、条約の役割ではない。しかし条約は、家庭内における関係ならびに教員、養育者その他の者と子どもとの関係の指針となる諸原則の枠組みを提供している。子どもの発達上のニーズが尊重されなければならない。子どもは、おとなの言葉だけではなくおとなの行動からも学ぶ。子どもがもっとも緊密な関係を持っているおとなが、その子どもとの関係において暴力および屈辱を用いるとき、そのおとなは人権の軽視を実演するとともに、それが紛争を解決したり行動を変えたりするための正当な方法であるという、危険な教訓を与えている可能性があるのである。

47. 条約は、子どもが個人であり、かつ人権の保有者であることを明らかにしている。子どもは親の所有物でも国の所有物でもなく、単に関心を向けられるだけの客体でもない。このような精神を踏まえ、第5条は、この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたって、子どもの発達しつつある能力と一致する方法で適当な指示および指導を行なうよう、親（または適当な場合には拡大家族もしくは共同体の構成員）に対して求めている。また、第18条は、子どもの養育および発達に対する親または法定保護者の第一次的責任を強調したうえで、「子どもの最善の利益が、親または法定保護者の基本的関心となる」と述べている。第12条では、国は、「その子どもに影響を与えるすべての事柄について」自由に意見を表明する権利を子どもに確保するとともに、子どもの見解が、その年齢および成熟にしたがって正当に重視されるようにすることを求められている。このことは、子どもの参加権を尊重するような子育て、養育および教育のあり方が必要であることを強調するものである。委員会は、「教育の目的」に関する一般的意見1号において、「子ども中心の、子どもにやさしい、かつエンパワーメントにつながるような」教育を発展させることの重要性を強調した[16]。

48. 委員会は、積極的かつ非暴力的な形態の子育ておよび教育を促進する資料およびプログラムの例が、いまや多数存在するようになってきていることに留意する。これらは親、その他の養育者および教員を対象として、政府、国連機関、NGO等によって開発されたものである[17]。これらの資料およびプログラムは、適切な形で修正して、さまざまな国および状況下で使用することができる。メディアは、意識啓発および公衆の教育の面できわめて貴重な役割を果たすことが可能である。体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰への伝統的依存を変えていくためには、継続的な行動が必要とされる。非暴力的な形態の子育ておよび教育の促進は、保健・福祉・教育サービス（乳幼児期施設、デイケアセンターおよび学校を含む）において国と親・子どもが接触するあらゆる場面に組み込まれていなければならない。また、教員ならびにケア制度および司法制度で子どもとともに働くすべての者の養成および現職者訓練にも統

合されるべきである。

国連子どもの権利委員会一般的意見13号「あらゆる形態の暴力から解放される子どもの権利」(2011年)(下記は抜粋)

2. この一般的意見がまとめられた理由。子どもの権利委員会(以下「委員会」)が子どもの権利条約(以下「条約」)第19条に関するこの一般的意見を発表するのは、子どもに対して振るわれている暴力の規模および激しさが憂慮すべき状態だからである。子どもの発達、および、社会が潜在的に有する非暴力的な紛争解決策を脅かすこのような慣行に効果的に終止符を打つためには、暴力を終わらせるための措置が大規模に強化および拡大されなければならない。

3. 概要。この一般的意見は、以下の基本的前提および所見を基盤とするものである。

(a) 「子どもに対する暴力はいかなるものも正当化できず、子どもに対するあらゆる暴力は防止可能である」[1]。

(b) 子どもの養育および保護に対する子どもの権利基盤アプローチのためには、子どもをもつばら「被害者」として見るのではなく、権利を有する個人としての子どもの人間としての尊厳ならびに身体的および心理的不可侵性を尊重しかつ促進する方向へのパラダイム転換が必要である。

(c) 尊厳という考え方は、すべての子どもが権利の保有者として、かつ、個人の人格、特有のニーズ、利益およびプライバシーを有する、かけがえのない、価値あるひとりの人間として承認され、尊重されかつ保護されることを要求する。

(d) 法の支配の原則は、おとなに対して適用されるのと同様に、子どもに対しても全面的に適用されるべきである。

(e) 意見を聴かれ、かつその意見を正当に重視される子どもの権利があらゆる意思決定プロセスにおいて体系的に尊重されなければならない、かつ、子どものエンパワーメントと参加が、子どもの養育および保護のための戦略およびプログラムの中心となるべきである。

(f) 自己に関係するまたは自己に影響を与えるすべての事柄において自己の最善の利益を第一義的に考慮される子どもの権利が、とくに子どもが暴力の被害を受けた場合に、かつあらゆる防止措置において、尊重されなければならない。

(g) 公衆衛生、教育、社会サービスその他のアプローチを通じた、あらゆる形態の暴力の第一次予防が何よりも重要である。

(h) 委員会は、子どもの養育および保護ならびに暴力防止における家族(拡大家族を含む)の第一義的立場を認める。しかしながら、委員会はまた、暴力の過半数は家族の文脈で生じていること、および、したがって子どもが家族に覆いかぶさっているまたは家族内で一般化している困難および困窮の被害を受けているときは介入および支援が必要であることも、認めるものである。

(i) 委員会はまた、学校、ケアセンター、居住型施設、警察の拘置所および司法施設も含め、国の施設においてかつ国の行為主体によって、子どもに対して広範かつ激しい暴力が振るわれていること(これが子どもの拷問および殺害に至る場合もある)、および、子どもに対する暴力が武装集団および国の軍隊によってしばしば用いられていることも認識する。

14. 社会的発展と子どもの貢献。暴力とは無縁な、敬意に満ちた支持的な子育て環境は、子ども個人の人格の実現を支え、かつ、地域コミュニティおよびさらに幅広い社会における、社会性と責任感を有した、積極的貢献を行なう市民の成長を促進する。調査研究の示すところによれば、暴力を経験せずに健康的に発達する子どもは、子ども時代においてもおとなになつてからも暴力的に振る舞う可能性が低い。ある世代で暴力を防止することは、次の世代で暴力が生じる可能性を低めることにつながる。したがって、第19条を実施することは、社会におけるあらゆる形態の暴力を少なくしかつ防止するための、そして子どもたちがおとなと同一の地

位および価値を有する「人類社会」のために「社会の進歩および生活水準の向上」ならびに「世界における自由、正義および平和」を促進する（条約前文）ための、鍵となる戦略のひとつである。

17. 例外は存在しない。 委員会は、どんなに軽いものであっても、子どもに対するあらゆる形態の暴力は受け入れられないという立場を一貫して維持してきた。「あらゆる形態の身体的もしくは精神的な暴力」という文言は、いかなる水準のものであっても、子どもに対する合法的な暴力が成立する余地を残していない。頻度、危害の深刻さおよび危害の意図は、暴力の定義の前提ではないのである。締約国は、子どもの最善の利益にのっとった比例的対応ができるようにするため、介入のための戦略においてこのような要素を参照することはできるが、定義においては、一部の形態の暴力を法的におよび（または）社会的に許容するような記述をすることにより、人間の尊厳ならびに身体的および心理的不可侵性に対する子どもの絶対的権利が後退させられることは、いかなる形でもあってはならない。

41. 以下の措置をまだとっていない締約国は、とらなければならない。

(d) 第19条および条約のホリスティックな枠組みにおけるその実施のあり方にしたがって国内法を見直しかつ改正するとともに、子どもの権利に関する包括的政策を定め、かつ、あらゆる場面におけるあらゆる形態の子どもに対する暴力の絶対的禁止ならびに加害者に対する効果的かつ適当な制裁 [17] を確保すること。

国連子どもの権利委員会第3回総括所見（2010年）

体罰

47. 学校における体罰が明示的に禁じられていることには留意しつつ、 委員会は、その禁止規定が効果的に実施されていないという報告があることに懸念を表明する。委員会は、すべての体罰を禁ずることを差し控えた1981年の東京高等裁判所判決に、懸念とともに留意する。 委員会はさらに、家庭および代替的養護現場における体罰が法律で明示的に禁じられていないこと、および、とくに民法および児童虐待防止法が適切なしつけの行使を認めており、体罰の許容可能性について不明確であることを懸念する。

48. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう強く勧告する。

(a) 家庭および代替的養護現場を含むあらゆる場面で、子どもを対象とした体罰およびあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを法律により明示的に禁止すること。

(b) あらゆる場面における体罰の禁止を効果的に実施すること。

(c) 体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけおよび規律について、家族、教職員ならびに子どもとともにおよび子どものために活動しているその他の専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること

○児童に対する暴力に関する国連調査のフォローアップ

49. 国連事務総長による児童に対する暴力に関する調査(A/61/299)に関し、委員会は締約国に以下を勧告する；

(a) 2005年6月14日から16日にバンコクで開催された東アジア太平洋地域コンサルテーションの成果及び勧告を考慮しつつ、児童に対する暴力に関する国連の調査の勧告を実施するために必要なあらゆる措置を講ずること、

(b) 特に以下の勧告に注意を払いつつ、児童に対するあらゆる形態の暴力を排除するための調査の勧告の実施を優先させること；

(i) 児童に対するあらゆる形態の暴力を禁止すること、

(ii) 児童とともにまたは児童のために働く全ての人のキャパシティを強化すること、

- (iii) 復帰及び社会的再統合に向けたサービスを提供すること、
 - (iv) 児童にとってアクセスしやすくかつ児童にやさしい通報システム及びサービスを創設すること、
 - (vi) 国内データの組織的な収集と調査を開発・実施すること。
 - (c) 市民社会と連携し、特に児童の関与を得て、それぞれの児童が全ての形態の肉体的・性的・心理的な暴力から保護されることを確保し、また、そうした暴力と虐待を防止し、対処するために、具体的かつ要すれば期限を定めた行動への機運を得るために、これらの勧告を行動に向けた道具として利用すること、
 - (d) 次回の報告において、締約国は調査の勧告の実施状況についての情報を提供すること、
- 国連子どもの権利委員会第4・5回総括所見（2019年）**

体罰

25. 委員会は、学校における体罰が法律で禁じられていることに留意する。しかしながら、委員会は以下のことを深刻に懸念するものである。

- (a) 学校における禁止が効果的に実施されていないこと。
- (b) 家庭および代替的養育の現場における体罰が法律で全面的に禁じられていないこと。
- (c) とくに民法および児童虐待防止法が適切な懲戒の使用を認めており、かつ体罰の許容性について明確でないこと。

26. 委員会は、体罰に関する一般的意見8号（2006年）を参照しながら、委員会の前回の総括的勧告（パラ48）を想起するとともに、締約国に対し、以下の措置をとるよう促す。

- (a) 家庭、代替的養護および保育の現場ならびに刑事施設を含むあらゆる場面におけるあらゆる体罰を、いかに軽いものであっても、法律（とくに児童虐待防止法および民法）において明示的かつ全面的に禁止すること。
- b) 意識啓発キャンペーンを強化し、かつ積極的な、非暴力的なかつ参加型の形態の子育てならびにしつけおよび規律を推進する等の手段により、あらゆる現場で実際に体罰を解消するための措置を強化すること。」

2 国会答弁

2019年5月10日内閣総理大臣国会答弁

「体罰と懲戒権についてお尋ねがありました。体罰は、たとえしつけを目的とするものであっても許されないものです。体罰によらない子育てを推進するため、本法案では、児童虐待防止法の改正により体罰の禁止を法定化しています。改正後は、児童のしつけに際して、監護及び教育に必要な範囲を超える行為か否かにかかわらず、全ての体罰が禁止される規定となり、監護、教育の範囲を超えない体罰を正当化する余地を残しているという御指摘は当たりません。」「体罰は、たとえしつけを目的とするものであっても許されないものであります。そもそも、親権者以外の者については、民法上の懲戒権を持たないため、従来より、体罰を加えることは許されていません。さらに、本法案により、たとえ懲戒権を有する場合であっても、体罰の禁止が法定化されることとなります。いずれにしても、体罰はどのような理由であっても許されないということを法律の上でも国民の意識の上でも徹底し、虐待の根絶につなげてまいります。」

3 持続可能な開発目標（SDGs）、世界保健機構（WHO）「INSPIRE」

持続可能な開発目標（SDGs）目標16：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/statistics/goal16.html>

ターゲット16. 2 : 子どもに対する虐待、搾取、人身売買およびあらゆる形態の暴力および拷問をなくす。(End abuse, exploitation, trafficking and all forms of violence against and torture of children)

グローバル指標16. 2. 1 : 過去1か月における保護者等からの身体的な罰及び又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合 (Proportion of children aged 1-17 years who experienced any physical punishment and/or psychological aggression by caregivers in the past month)

世界保健機構 (WHO) : **INSPIRE: Seven strategies for ending violence against children**

https://www.who.int/violence_injury_prevention/violence/inspire-package/en/

- ・INSPIRE: Seven strategies for ending violence against children (2016)
- ・INSPIRE Handbook: action for implementing the seven strategies for ending violence against children (2018)
- ・INSPIRE Indicator Guidance and Results Framework Ending Violence Against Children: How to define and measure change (2018)

4 関連する規定等

児童福祉法33条の11「施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。」

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準9条の2「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。」

同条の3「児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。」

学校教育法11条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

東京都条例6条2項「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。」

第2 参考資料

- 1 国連子どもの権利一般的意見13号「あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利」(2011年)
<https://www26.atwiki.jp/childrights/pages/25.html>
- 2 国連子どもの権利一般的意見8号「体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利」(2006年)
<http://childrights.world.coocan.jp/crccommittee/generalcomment/genecom8.htm>
- 3 日本弁護士連合会「子どもへの体罰等のない社会を目指した法改正を求める会長声明」(2019年4月)
<https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2019/190418.html>
- 4 日本弁護士連合会パンフレット「子どもがすこやかに育つ、虐待のない社会を実現するために～なぜ体罰禁止が必要なのか?」(2018年8月改訂)
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/gyakutai_pam.pdf

- 5 日本弁護士連合会「子どもに対する体罰及びその他の残虐な又は品位を傷つける形態の罰の根絶を求める意見書」（2015年3月）
https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2015/150319_4.html
- 6 「Japan takes steps towards prohibiting corporal punishment of children」（2019年6月 The Global Initiative to End All Corporal Punishment of Children）
<https://endcorporalpunishment.org/japan-takes-steps-towards-prohibiting-corporal-punishment/>
- 7 厚生労働省「愛の鞭ゼロ作戦」
<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>
- 8 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改訂版）」2頁～7頁
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf
- 9 厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月改訂）」2頁～8頁
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478.html>
- 10 厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（自治体向けマニュアル）（平成30年6月）」3頁～8頁
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukenukushibu/0000211202.pdf>